

2015年3月23日

AOZORA Business Partner お客様各位

株式会社あおぞら銀行

法人向けインターネットバンキングに係る被害補償に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行は、平成26年7月17日に全国銀行協会より公表された「[法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方](#)」（以下、「全銀協申し合わせ」）を踏まえ、今後ともお客様に法人向けインターネットバンキング AOZORA Business Partner を安心してご利用いただくために、お客様が同サービスで不正な預金払戻しの被害に遭われた場合の被害補償を下記のとおり開始いたしました。

記

1 対象となるお客様

AOZORA Business Partner（以下、「本サービス」）をご契約いただいている法人のお客様を対象とします。

2 補償開始日

平成27年3月23日（月）

3 補償対象

本サービスにおける預金の不正な払戻しの被害で、補償開始日以降に発生したものを対象とします。

4 補償金額

1 事故（※）あたり1,000万円を上限とします。

（※）期間に関係なく同一の犯行等による被害と当行が判定したものをいいます。

5 補償の判断

お客様の被害の補償可否については、お客様の申告、当行の調査（調査会社の調査を含みます）、警察当局の捜査結果等を踏まえ、当行が検討・判定いたします。

6 補償の条件

以下の(1)～(4)のすべてを満たすことを補償検討の前提とします。

(1) 当行が指定する以下のセキュリティ対策をすべて実施いただいていること

- ① 当行の提供するセキュリティ対策ソフト「SaAT Netizen」を導入し、最新の状態に更新したうえで稼動していただいていること（ただし、お客様が「SaAT Netizen」を導入できず、その他の方法でセキュリティ対策が適切になされている場合を含みます。）

- ② ワンタイムパスワードのご利用
- (2) 不正な払戻しが発生した翌日から 30 日以内に当行へご通知いただいていること
- (3) 不正な払戻しに気付かれてから速やかに警察に届け出て、被害事実等の事情説明を行っていたこと
- (4) 当行の被害調査に協力いただいていること

7 補償の対象とならない場合

以下のいずれかに該当する場合は、補償の対象となりません。

- (1) 不正な預金払戻しの被害の発生について、次のいずれかに該当する場合
 - ① 本サービスを使用するパソコンの基本ソフト（OS）やブラウザ等の各種ソフトウェアを最新の状態に更新されていない場合
 - ② 本サービスを使用するパソコンの基本ソフト（OS）やブラウザ等の各種ソフトウェアをメーカーのサポート期限が経過した後も使用されていた場合
 - ③ 当行が指定する正規の手順で電子証明書を使用されていない場合
 - ④ ログイン I D・各種パスワードまたは本サービスを使用するパソコンを、第三者に提供・貸与等されていた場合
 - ⑤ ログイン I D・各種パスワードを、本サービスを使用するパソコンに保存されていた場合
 - ⑥ お客様の従業員等関係者の犯行またはお客様の従業員等関係者が加担した不正による損害であった場合
 - ⑦ 第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害であった場合
 - ⑧ 本サービスで使用する各種パスワードを定期的に変更されていなかった場合
 - ⑨ お客様が日本国外に居住され、または日本国外で本サービスを利用されていた場合
 - ⑩ 本サービスに係るシステムが正常に機能しない状態において不正な払戻しが発生した場合
 - ⑪ お客様が被害に関する重要な事項について、当行に虚偽の説明を行われた場合
 - ⑫ お客様の故意もしくは重大な過失または法令違反により被害が発生した場合
- (2) 大規模自然災害、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたは付随して損害が発生した場合

当行は、お客様に本サービスを安心してご利用いただくため、今後も不正な払戻しの被害防止に向けた取り組みを進めてまいります。

一方で、不正な払戻しの被害防止のためには、お客様にもセキュリティ対策を実施していただくことが重要です。

お客様におかれましては、全銀協申し合わせで示されている「お客さまに講じていただくセキュリティ対策事例」も参考に、必要なセキュリティ対策を実施していただきますようお願い申し上げます。

以 上

本件お問合せ先

◆ お客様の当行営業担当者

または

◆ お客さまサービス室

03-4520-1680

受付時間 9：00～17：00（土日祝日・銀行休業日を除く）